

# 酒類提供及び販売に係る取扱方針について

平成 19 年 10 月 24 日  
(令和 5 年 7 月 5 日改正)

## 1 趣 旨

飲酒運転に対する社会通念の変化や道路交通法の一部改正に伴う飲酒運転に係る罰則の大幅な強化を踏まえ、県民の日記念行事実行委員会(以下「実行委員会」という。)として、酒類提供及び販売(以下「酒類提供等」という。)における取扱いを次のとおり定める。

※ ここで酒類提供とは試飲の他コップ等の容器に入れた酒類及び缶ビール等の販売を指し、比較的飲みやすいものを指し、酒類販売とはワインボトルの販売のようにコルク栓により密閉されるなどしてそのままでは容易に飲めないものをいう。

## 2 取扱方針

- (1) 県民の日記念行事交流広場において酒類提供等を行おうとする出展者は、実行委員会に対して別添様式により誓約書を提出する。
- (2) 酒類提供等を行う出展者は、酒類提供等の実施にあたり次のことを必ず行うこととする。
  - ① 出展者が酒類提供を行う場合には、提供の相手方が提供後、車を運転しないことを確認する。
  - ② 出展者が酒類提供を行う場合には、出展ブースの目立つところに「車の運転者への酒類提供はお断りする」旨の表示を行う。
  - ③ 出展者が酒類販売を行う場合には、出展ブースの目立つところに車の運転者が飲酒を行わないよう訴える表示を行う。
- (3) 酒類の販売は、税務署から酒類販売の免許を交付された者に限る。
- (4) 出展計画に記載のない酒類提供等が行われていた場合、実行委員会は当該行為を中止させる。
- (5) 実行委員会の指示に従わない出展者については、翌年度以降の県民の日記念行事交流広場への出展を認めない。